

仕様書

1 業務名称

令和7年度ボートレース尼崎 PR キャラバン運営業務

2 業務趣旨

(1) 市民に親しまれるボートレース場づくり

市の財政への貢献のためのボートレース事業の継続のためには、市民の理解が欠かせず、ボートレースを知ってもらい、気軽に触れてもらうきっかけづくりが重要である。

そこで、主に市内各地で実施される地域のまつりや商業施設等のイベントの場に PR ブースを出展し、普段ボートレースに馴染みのない市民にボートレースに「見て」・「触れて」・「楽しんで」もらうことで、「ボートレースってカッコよくて迫力があってワクワクするものなんだ!」「ボートレース尼崎は気軽に行けて、色々な人が楽しむことができるんだ!」というイメージを持ってもらうこと、またボートレースの収益がまちづくりに貢献していることを知ってもらうことを趣旨として実施する。

(2) ファミリー層の来場促進

Moovvi あまがさきがオープンしたことで、ボートレース尼崎がファミリーにとって楽しめる場所として浸透してきている。季節や時期に応じたファミリー層に好まれるイベントを場内で展開しており、ボートレース尼崎へ遊びに行けば、「Moovvi あまがさきも」「季節や時期イベントも」楽しめることから、お出かけ先の選択肢の一つにいつそうなれるようさらなる「認知の拡大」を図り、そして、「ファミリー層来場の定着化」と「地域に開かれた施設」を目指していくことを目的として実施する。

3 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 委託者が指定する尼崎市内で開催されるまつりでの PR 業務

尼崎市のみまつりでは、尼崎市民まつり、市内6地区（大庄、武庫、立花、中央、園田、小田）の地区まつりがある。地区まつりは地元自治会やこども会、PTA、消防団、民生児童委員等（構成は地区により異なる）、それぞれの地域の団体が実行委員会を組織し、バザーの出展料や地元企業や商店の協賛金等を原資とし、ステージや展示等、住民主体で作り上げていく、正に地域が一体となったまつりである。

ア 業務内容

(ア) 会場でのブース出展によるボートレース尼崎の PR 業務（ノベルティ等配布提案可）

＜ノベルティ等を配布する場合＞

・ 種類及び個数を提案すること

※ノベルティ等受け取ったお客様が、街中を歩くことでボートレース尼崎の広告塔と

なってくれるようなノベルティ等を提案に含めること

- (イ) 当日の案内・接客業務
- (ウ) 出展のための実行委員会との調整、説明会等への参加
- (エ) 後述する指定の各まつりの出展料、協賛金の計上及び支払い（協賛名は受託者名ではなくボートレース尼崎とすること）

イ 尼崎市内で開催されるまつり

- (ア) 尼崎市民まつり（主催：尼崎市民まつり運営委員会）
 - ・実施日（予定）
令和7年10月頃（令和6年度：令和6年10月6日（日））※具体的日程は未定
 - ・開催場所（予定）
尼崎市役所周辺
 - ・協賛金等必要経費
80,000円程度
- (イ) 大庄地区「大庄まつり」（主催：大庄まつり実行委員会）
 - ・実施日（予定）
令和7年9月頃（令和6年度：令和6年9月23日（月（祝）））※具体的日程は未定
 - ・開催場所（予定）
ボートレース尼崎
 - ・協賛金等必要経費
30,000円程度
- (ウ) 武庫地区「武庫まつり」（主催：市民運動武庫地区推進協議会）
 - ・実施日（予定）
令和7年10月頃（令和6年度：令和6年10月26日（土））※具体的日程は未定
 - ・開催場所（予定）
西武庫公園
 - ・協賛金等必要経費
30,000円程度
- (エ) 小田地区「小田まつり」（主催：市民運動園田地区推進協議会）
 - ・実施日（予定）
令和7年11月頃（令和6年度：令和6年11月3日（日））※具体的日程は未定
 - ・開催場所（予定）
小田南生涯学習プラザ
 - ・協賛金等必要経費
30,000円程度
- (オ) 立花地区「立花まつり」（主催：市民運動立花地区推進委員会）
 - ・実施日（予定）
令和7年11月頃（令和6年度：令和6年11月10日（日））※具体的日程は未定
 - ・開催場所（予定）

立花南生涯学習プラザ

- ・協賛金等必要経費

30,000 円程度

(カ) 中央地区「中央まつり」(主催：市民運動中央地区推進協議会)

- ・実施日 (予定)

令和 7 年 12 月頃 (令和 6 年度：令和 6 年 12 月 7 日 (土)) ※具体的日程は未定

- ・開催場所 (予定)

尼崎城址公園

- ・協賛金等必要経費

30,000 円程度

(キ) スポーツのまち尼崎フェスティバル (主催：尼崎市／尼崎市教育委員会／公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団)

- ・実施日 (予定) 令和 7 年 10 月頃 (令和 6 年度：令和 6 年 10 月 14 日 (月・祝))

※具体的日程は未定

- ・開催場所 (予定)

尼崎市記念公園施設

ウ 留意事項

- ・各地域色の強い行事のため、企画提案に当たってはまつりの趣旨になじみ、実行委員会や地域が抵抗なく受け入れ、また、来場者の多くが気軽に立ち止まる内容に工夫すること。
- ・雨天の場合における開催の扱いについては、各まつりにより異なり、ブースの出展可否についてそれぞれ実行する事務局に従うこと。また、日程の順延や中止があった場合の委託料の取り扱いについては、委託者及び受託者の双方が協議して決定する。
- ・契約締結後、中止等により各まつりへの出展が出来ない場合は、原則、中止等となったまつりの地区内でのイベントや商業施設等で代替地の提案、代替の PR 方法を提案すること。なお、「2 業務趣旨」に沿った上で、PR 業務が図ることができる場合は、市外での提案も可とする。決定は、委託者、受託者の協議の上、決定する。
- ・協賛金等必要経費については、あくまでも参考額となる。よって、各地区の協賛金等必要経費で差額が発生する場合は、契約締結後、委託者、受託者で協議の上、決定する。
- ・尼崎市民まつり、立花まつりでは、ボートレース尼崎ファン送迎バスの利用促進に資する提案を含めること。
- ・大庄まつりについては、ステージイベント (15 分～20 分程度) を提案すること。
- ・園田まつりへの出展は、開催地が園田競馬場であり、競合のギャンブル業界の施設での開催となることから参加NGとなっている。
- ・詳細は、契約締結後、委託者、受託者とで別途協議し決定する。

(2) 「(1) 委託者が指定する尼崎市内で開催されるまつりでの PR 業務」以外における PR 業務

ア 徳之島祭り

- (ア) 日時 (予定)

令和 7 年 4 月 5 日 (土)、4 月 6 日 (日) 10 時～18 時頃 2 日間

(令和6年度：令和6年3月16日(土)、3月17日(日))

・開催場所(予定)

阪神尼崎駅前(中央公園・中央噴水前)

(イ) 業務内容

・会場でのブース出展によるポートルース尼崎のPR業務(ノベルティ等配布提案可)

<ノベルティ等を配布する場合>

・種類及び個数を提案すること

※ノベルティ等受け取ったお客様が、街中を歩くことでポートルース尼崎の広告塔となってくれるようなノベルティ等を提案に含めること

・当日の案内・接客業務

・徳之島祭り実行委員会との調整及び協力、説明会等があった場合への参加

(ウ) 留意事項

・雨天の場合の開催の扱いについては、委託者の指示に従うこと。また、日程の順延や中止があった場合の委託料の取り扱いについては、委託者及び受託者の双方が協議して決定する。

・詳細は、契約締結後、委託者、受託者とで別途協議し決定する。

イ はんつか駅前広場

(ア) 日時(1日予定)

・契約締結後、委託者、受託者とで別途協議し決定する。

(イ) 業務内容

・会場でのブース出展によるポートルース尼崎のPR業務(ノベルティ等配布提案可)

<ノベルティ等を配布する場合>

・種類及び個数を提案すること

※ノベルティ等受け取ったお客様が、街中を歩くことでポートルース尼崎の広告塔となってくれるようなノベルティ等を提案に含めること

・当日の案内・接客業務

・はんつか実行委員会及び環境オープンカレッジとの調整

(ウ) 留意事項

・雨天の場合の開催の扱いについては、委託者の指示に従うこと。また、日程の順延や中止があった場合の委託料の取り扱いについては、委託者及び受託者の双方が協議して決定する。

・はんつか駅前広場前でお客さんが立ち止まっただけのようなパフォーマーを用意すること。同日、はんつかスカイコム広場において出張モーヴィの開催を予定しており、はんつか駅前広場から誘導できるよう宣伝すること。

・ポートルース尼崎ファン送迎バスの利用促進に資する提案を含めること。

・詳細は、契約締結後、委託者、受託者とで別途協議し決定する。

ウ 鉄道の日はんしんまつり

(ア) 日時(予定)

令和7年11月中（令和6年度：令和6年11月9日（土））

(イ) 業務内容

- ・会場でのブース出展によるボートレース尼崎のPR業務（ノベルティ等配布提案可）
＜ノベルティ等を配布する場合＞
 - ・種類及び個数を提案すること
 - ※ノベルティ等受け取ったお客様が、街中を歩くことでボートレース尼崎の広告塔となってくれるようなノベルティ等を提案に含めること
- ・当日の案内・接客業務

(ウ) 留意事項

- ・「(1) 委託者が指定する尼崎市内で開催されるまつりでのPR業務」で記載した開催場所と日程が被る可能性があるため、被っても対応できる体制とすること。
- ・雨天の場合の開催の扱いについては、委託者に従うこと。また、日程の順延や中止があった場合の委託料の取り扱いについては、委託者及び受託者の双方が協議して決定する。
- ・詳細は、契約締結後、委託者、受託者とで別途協議し決定する。

(3) 上記(1)及び(2)以外の場所において、「2 業務趣旨」に沿ったPR業務が図ることができる商業施設等イベントスペースを活用したPR業務を1か所以上提案すること

ア 下記の令和7年度グレードレースの時期を踏まえた提案も可とする。

- ・GⅢオールレディース競走あまがさきピンクルカップ（令和7年7月31日～同年8月5日）
- ・PGⅠボートレースバトルチャンピオントーナメント尼崎（令和8年1月22日～同月25日）
- ・GⅠ尼崎センブルカップ（開設73周年記念）（令和8年3月14日～同月19日）

イ 商業施設等はファミリー層の集客が見込める場所とすること

※提案箇所については、契約候補者となる応募事業者との協議により変更する場合がある。

- ・（提案例）西宮ガーデンズ・ららぽーと甲子園・コストコ尼崎など

ウ 会場でのブース出展によるボートレース尼崎のPR業務（ノベルティ等配布提案可）

＜ノベルティ等を配布する場合＞

- ・種類及び個数を提案すること
 - ※ノベルティ等受け取ったお客様が、街中を歩くことでボートレース尼崎の広告塔となってくれるようなノベルティ等を提案に含めること

エ 当日の案内・接客業務

(4) ボートレース尼崎への来場につながる企画

上記(1)～(3)において、ボートレースに興味を持ったボートレース未経験者やファミリー層を中心に、ボートレース尼崎に行ってみたくなるような企画を提案すること。

※企画は、各PR実施先、ボートレース尼崎場内（場内で実施する場合はレース開催日に限る）問わず提案可能とする。

5 その他

- (1) PR業務を実施する際の必須事項は以下のとおり。ただし、出展場所の面積等によっては設置

が困難な場合がある。その場合は、契約締結後、委託者及び受託者で協議の上、決定する。

ア レースの醍醐味を感じていただける取組み

(例)・展示用ボート・カポック式展示（左記は委託者から貸し出し可）

・玩具用のボート艇をビニールプール等に浮かべての模擬レース 等

イ 各ブース等においてテーブルクロス等、ボートレースのイメージに合う装飾を施すこと。
装飾物は時期を問わず使用できるものとする。

ウ ボートレース尼崎のイメージキャラクター（サンプル、ぶるたん、ピンクル）の着ぐるみを少なくとも1体を着用しPRすること（3体でも可）。

エ 委託者が依頼するPR掲載物等を必要に応じて設置や配布すること。

- (2) 当日の会場設営、トラブル発生時の対応等、一連の業務について、責任をもって対応すること。本業務が原因で発生した事故等については、受託者が責任を負うものとする。
- (3) トラブル防止の対応、トラブル発生時の対応、トラブルに対応するスタッフの配置及び連絡体制について提案すること。
- (4) 業務実施日は、統括できる者を配置すること。
- (5) 各業務のスケジュールを表形式にして体系的に落とし込んだものを含めるとともに、どのような体制で行うかなどについて示すこと。
- (6) 不測の事態によるイベント中止も想定されるため、企画提案書にはキャンセルポリシーを明記すること。
- (7) 広告内容については、公序良俗に関連する法令、その他各広告媒体を管理する者が定めた掲載ルール等を遵守するとともに、掲載する媒体や目にする対象者を考慮し、不快の念を抱いたり、青少年の健全育成などにとって好ましくない内容については厳に慎むこと。
- (8) 業務内容に備え、イベント保険に加入すること。
- (9) 業務実施日にお客様満足を図るアンケートを取ること。アンケートの内容は、契約締結後、委託者及び受託者で協議し決定する。なお、お客様が積極的にアンケートに回答してもらえる工夫を凝らすこと（例：アンケート回答者にはお菓子プレゼント等）。
- (10) 業務に必要なとなる備品については、事業者で必ず用意すること。
- (11) ギャンブル色を可能な限り排除し、その内容に配慮すること。
- (12) 企画提案に基づく、実施に向けての関係各所との調整（予め委託者が指定する事務を除く。）について委託者の信頼を損なわないよう、責任をもって処理すること。なお、各実行委員会や開催会場へ直接問い合わせる場合は、事前に委託者の了解を得ること。
- (13) 各PR業務の場所では、出張モーヴィやVRスプラッシュバトルといったボートレース事業も同時出展する場合がある。その場合、契約締結後、予め委託者から受託者に申し出る。申し出があった場合は、受託者は出展先との調整等の協力を努めること。

6 提案に当たっての留意事項

- (1) 「2 業務趣旨」の内容に沿って従前の内容にこだわることなく、常に新しい視点で提案し、ボートレース尼崎に来場してみたいくなるようなPR業務を提案すること。
- (2) 見るだけではなく、自らが参加できる「体験型」の企画を提案すること。

- (3) 本仕様によらない斬新な企画や手法がある場合についても、当該旨を記した上で積極的に提案を行うこと。

7 業務報告

実施内容について、業務完了後、速やかに実績報告書を提出すること。なお、実績報告書については、定量データ、定性データを用いて作成すること。

8 準拠する法令等

本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠して行うものとする。

- (1) 尼崎市財務規則（尼崎市公営企業局会計規程）
- (2) 個人情報保護法等その他関連法令及び条例

9 法律の厳守等

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、委託者の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。
- (2) 受託者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は、利用してはならない。
- (4) 事業実施に当たっては、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q&A等及び委託者の指示に従いながら進める。

10 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を 除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

11 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括払

12 契約保証金の納付について

尼崎市公営企業局契約規程の規定により準用する尼崎市契約規則第 31 条により、契約保証金（契約金額の 100 分の 5 以上）の納付が必要となる。ただし、同規則第 32 条各号に該当する場合は契約保証金の納付は免除する。

なお、契約保証金については契約期間における業務がすべて完了した際に還付する。

13 問い合わせ先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部 開催運営課 井ノ上・谷盛

電話 06-6419-3181

アドレス：ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上